

業務月報

令和7年1月

ハローワーク川本

浜田公共職業安定所 川本出張所

邑智郡川本町大字川本301-2

TEL 0855-72-0385

FAX 0855-72-0386

雇用情勢の動向

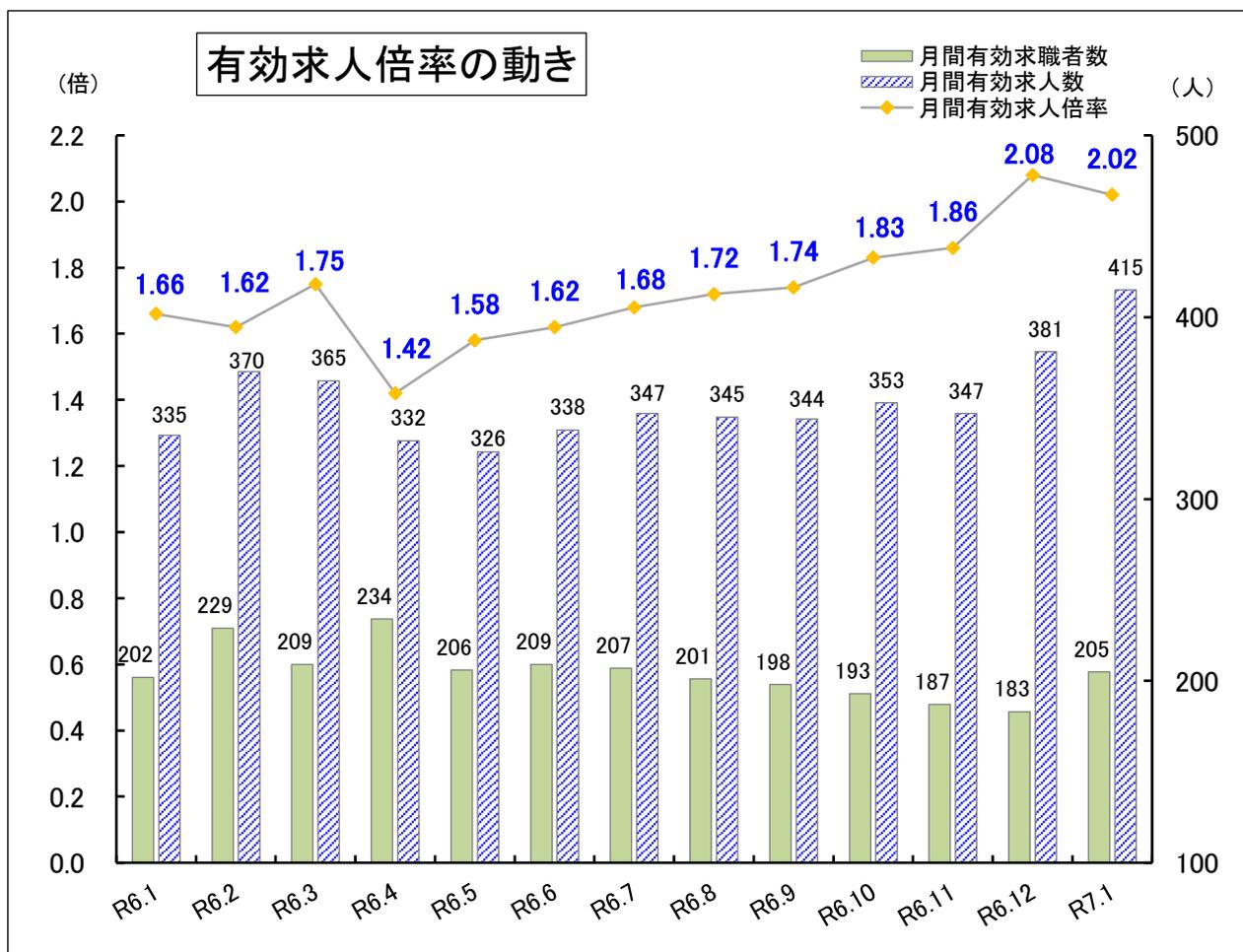
新規求職申込件数(オンライン含)は55件で、前年同月比61.8%(21件)増加しました。

月間有効求職者数(オンライン含)は205人で、前年同月比1.5%(3人)増加しました。

新規求人数は159人で、前年同月比27.2%(34人)増加しました。

月間有効求人数は415人で、前年同月比23.9%(80人)増加しました。

月間有効求人倍率は2.02倍で、前年同月比0.36ポイント上回りました。



(注)ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年10月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等を含みます。

有効求人倍率	島根県	川本
	1.38	2.02

職業紹介状況

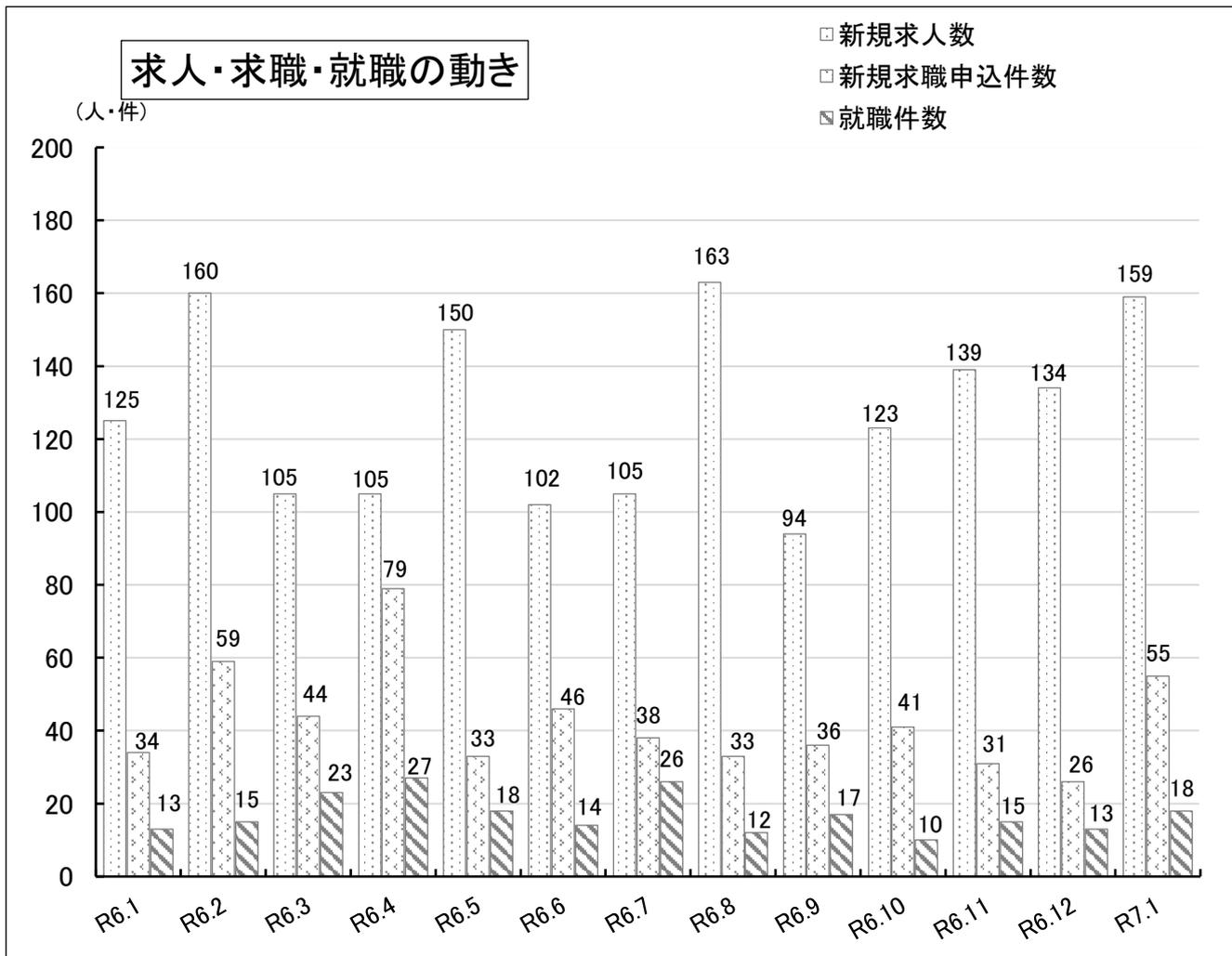
項目	当月	前年同月	対前年比	項目	当月	前年同月	対前年比
① 新規求職申込件数	55	34	61.8	⑥ 求人倍率	新規	2.89	3.68 ▲ 0.79
うち 55才以上	29	10	190.0		月間有効	2.02	1.66 0.36
② 月間有効求職者数	205	202	1.5	⑦ 紹介件数	29	20	45.0
うち 55才以上	86	72	19.4	うち 55才以上	13	4	225.0
うち (保)受給者	65	69	▲ 5.8	うち (保)受給者	7	5	40.0
③ 新規求人数	159	125	27.2	⑧ 就職件数	18	13	38.5
④ 月間有効求人数	415	335	23.9	うち 55才以上	8	1	700.0
⑤ 充足数	13	10	30.0	うち (保)受給者	8	3	166.7

産業別求人状況

産業	当月	前年同月	対前年比	産業	当月	前年同月	対前年比
農・林・漁業	2	0		情報通信業	0	0	
鉱業・採石業・砂利	0	0		運輸業・郵便業	8	3	166.7
建設業	38	35	8.6	卸売・小売業	29	29	0.0
製造業	8	9	▲ 11.1	金融・保険業	0	0	
食料品・飲料等	4	4	0.0	不動産業・物品賃貸業	0	0	
繊維・衣服等	0	1	▲ 100.0	学術研究 専門技術サービス業	12	9	33.3
木材・家具等	0	0		宿泊業・飲食サービス業	0	3	▲ 100.0
窯業・土石製品	0	0		生活関連サービス 娯楽業	0	0	
鉄鋼・金属製品	0	0		教育, 学習支援事業	6	0	
一般機械器具	0	0		医療・福祉	36	27	33.3
電気機械器具	0	0		複合サービス事業	7	2	250.0
輸送用機械器具	4	4	0.0	サービス業	0	3	▲ 100.0
その他	0	0		公務・その他	13	5	160.0
電気・ガス 熱供給・水道業	0	0		合計	159	125	27.2

雇用保険業務取扱状況

項目	当月	前年同月	対前年比	項目	当月	前年同月	対前年比
適用事業所数	355	352	0.9	受給資格決定件数	19	10	90.0
新規適用事業所数	0	2	▲ 100.0	初回受給者数	11	7	57.1
廃止事業所数	1	0		受給者実人員	52	41	26.8
被保険者数	4,343	4,383	▲ 0.9	支給金額(千円)	6,783	6,158	10.1
資格取得者数	29	33	▲ 12.1	再就職手当	人員	7	8 ▲ 12.5
資格喪失者数	48	44	9.1		金額(千円)	4,079	4,511



人員整理の状況

年月 項目	4年度計	5年度計	6年												7年
			1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
事業所数	8	10	0	0	0	1	0	1	0	0	1	2	1	0	2
解雇者数	10	16	0	0	0	1	0	1	0	0	1	3	1	0	8



採用に、ユースエールを。

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業（常時雇用する労働者が300人以下の事業主）を、若者雇用促進法に基づき厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」として認定しています。

「ユースエール認定企業」として認定を受けると、以下のメリットがあります。

求人票にも
認定マークを
表示

企業説明会
就職面接会など
積極的にご案内
会場ではのぼり等
でPRします

日本政策金融
公庫による
融資制度

自社の商品や
広告などに
認定マークの
使用が可能

公共調達における
加点評価

事業主・被保険者の皆さまへ

令和7（2025）年度 雇用保険料率のご案内

令和7（2025）年4月1日から令和8（2026）年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりです。

- ・ 失業等給付等の保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに5.5/1,000に変更になります（農林水産・清酒製造の事業及び建設の事業は6.5/1,000に変更になります。）。
- ・ 雇用保険二事業の保険料率（事業主のみ負担）は、引き続き3.5/1,000です（建設の事業は4.5/1,000です。）。

<令和7年度の雇用保険料率>

（赤字は変更部分）

事業の種類	① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担		①+② 雇用保険料率	
		失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率		
一般の事業	5.5/1,000	9/1,000	5.5/1,000	3.5/1,000	14.5/1,000
(令和6年度)	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業	6.5/1,000	10/1,000	6.5/1,000	3.5/1,000	16.5/1,000
(令和6年度)	7/1,000	10.5/1,000	7/1,000	3.5/1,000	17.5/1,000
建設の事業	6.5/1,000	11/1,000	6.5/1,000	4.5/1,000	17.5/1,000
(令和6年度)	7/1,000	11.5/1,000	7/1,000	4.5/1,000	18.5/1,000

（枠内の下段は令和5年4月～令和7年3月の雇用保険料率）

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。